

告示

埼玉県収用委員会告示第六号

平成二十八年六月八日、土地収用法第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成二十八年六月二十八日

埼玉県収用委員会会長 白鳥 敏 男

一 事件番号

埼玉県収用委員会平成二十八年度第一号

二 起業者の名称及び住所

新座市 代表者 新座市長 須田 健 治

埼玉県新座市野火止一丁目一番一号

三 事業の種類

新座都市計画道路事業三・四・八号東久留米・志木線（埼玉県新座市石神一丁目地内）

四 裁決手続開始の決定をした土地の所在、地番、地目及び面積

土地の所在 埼玉県新座市石神一丁目

地番 千七百一番二

地目 登記簿 畑

現況 雑種地

面積 登記簿 五百五十二平方メートル

実測 六百・八〇平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 五十七・三二平方メートル

五 土地所有者の氏名及び住所

氏名 鈴木 富夫

住所 埼玉県新座市石神二丁目二番七号